

# 河津町議会 議員選挙

投票日

10.2日

◎投票時間（投票）午前7時～午後6時



（開票）午後7時30分～ 役場「議場」

◆◆◆◆◆ 投票所 ◆◆◆◆◆

投票区	該当地区	建物の名称	所在地
第1	浜・笹原・谷津	笹原コミュニティ防災センター	笹原83-3
第2	田中・沢田・逆川 上峰・下峰	保健福祉センター	田中212-2
第3	縄地	縄地公民館	縄地424
第4	見高浜	見高公民館	見高367-1
第5	長野	長野公民館	見高2316-127
第6	見高入谷	見高入谷農村会館	見高1667
第7	梨本・泉奥原・川横 小鍋・湯ヶ野・下佐ヶ野	河津町立西小学校	湯ヶ野80-1
第8	大鍋	大鍋多目的集会施設	大鍋246-2
第9	上佐ヶ野・天川 筏場・大堰	筏場婦人・若者等活動促進施設	川津筏場839-9

今年度の選挙から、投票所を11投票所から9投票所に変更しました。  
投票にお越しの際は、お間違えのないようご注意ください。

## ◎期日前投票

期間： 9月28日（水）～ 10月1日（土）

時間： 午前8時30分 ～ 午後8時

場所： 保健福祉センター「ボランティア団体室」

## ◎選挙権

- (1) 住所要件：日本国民で河津町に引き続き3ヶ月以上住所を有する者  
【令和4年6月26日以前より河津町内に住所がある者】  
選挙人名簿の登録基準日は、令和4年9月26日です。
- (2) 年齢要件：選挙期日現在、満18歳以上である者  
【平成16年10月3日以前に生まれた者】

### 立候補予定者の方へ

#### 🌟 立候補届出書類事前審査

9月22日(木) 午前9時30分～正午 役場「災害対策本部室」

#### 🌟 立候補届 受付

9月27日(火) 午前8時30分～午後5時 役場「第2会議室」

#### ☆ 不在者投票

選挙人名簿登録されている方で、指定された病院や高齢者施設などに入院・入所中の方は、その病院や施設内で不在者投票ができます。

また、仕事・学業で他市町村にいる方や身体に重度の障害があり一定の条件に当てはまる方は、郵便などを利用して投票することができます。お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。



#### ☆ 投票所入場券

投票所入場券は9月27日(火)までに到着するように発送予定です。届いた投票所入場券を持参して、投票所へお越しください。

### ❖❖❖ 投票所入場券がないと投票できませんか? ❖❖❖

投票所入場券は、選挙があることを皆さんにお知らせし、投票所で選挙人名簿と本人の照合を速やかに行うものです。

万が一入場券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所受付で申し出てください。

❖❖❖ “その一票 未来を変える 第一歩” ❖❖❖



## 寄附禁止のルールを守って 明るい選挙を実現しましょう。

### 1 政治家の寄付の禁止

**政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。**

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること※は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

(①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。)

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。(政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。)

### 2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

**有権者が威迫して、あるいは政治家を**

**陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。**

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求することも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求すると処罰されます。

家名義の寄附を求めると処罰されます。威迫して求めると処罰されます。

### 3 政治家の関係団体の寄附の禁止

**政治家が役職員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に關し寄附をすると処罰されます。**

政治家が役職員、構成員である団体、会社が選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。(政党に対するものは除かれます)

### 4 後援団体の寄付の禁止

**後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。**

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の

寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

### 5 年賀状等のあいさつ状の禁止

**政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。**

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれる)を出すことは禁止されます。

### 6 あいさつを目的とする有料広告の禁止

**政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。**

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告(いわゆる名刺広告など)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

**公民権の停止** 1・2・3・4・6によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

## みんなで徹底しよう「三ない運動」



# 政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、  
お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。  
違反すると、処罰されます。  
また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、  
明るい選挙を実現しましょう。



お歳暮やお年賀



入学祝・卒業祝



病気見舞い



秘書等が代理で出席する  
場合の結婚祝



秘書等が代理で出席する  
場合の葬式の香典



葬式の花輪・供花



落成式・開店祝の花輪



町内会の集会や旅行などの  
催物への寸志や飲食物の差入



お祭りへの寄附や差入



地域の運動会やスポーツ大会  
への飲食物の差入

**贈らない!**  
**求めない!**  
**受け取らない!**